

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための申告所得税等の 申告・納付期限延長に係る保証料率区分の適用について

個人事業主の申告所得税等につきまして、令和2年3月16日が申告・納付期限（消費税については令和2年3月31日）でしたが、申告所得税等の申告・納付期限が告示（令和2年3月6日付け国税庁告示第1号）により同年4月16日まで延長されることとなりました。

当協会ホームページ等でお知らせのとおり、保証料率はお客様の財務内容や経営に関する情報を基に9段階に区分（第1～第9区分）した保証料率を適用しております。（国の政策等により一律の保証料率を適用しているものを除く。詳しくは当協会ホームページ、「信用保証料について」をご覧ください。）

既に申告・納付を行っている方はこれまでどおり9段階に区分した保証料率を適用させていただきますが、未だ申告・納付を行っていない方が保証申込をされる際には、今般の国税庁の申告・納付期限延長の措置を受けて、延長期間中は一律で第5区分の保証料率を適用させていただきますのでお知らせいたします。